

第 1 4 7 1 回 島根県教育委員会会議録

日時 平成 2 4 年 1 月 1 3 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 4 時 3 0 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第19号 教育委員会への請願について (義務教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第6号 市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正について
(総務課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第62号 平成23年度文部科学大臣優秀教員表彰について (総務課)

第63号 旧益田工業高等学校・出雲工業高等学校における土壌汚染状況調査
について (教育施設課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第20号 平成24年秋の叙勲候補者の推薦について (総務課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第7号 教職員の懲戒処分について (高校教育課)

第8号 市町村立学校教育職員 (管理職) の人事異動について (義務教育課)

————— 以上原案のとおり承認

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
北島委員長 安藤委員 山本委員 土田委員 仲佐委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

金築教育次長	全議題
米山教育次長	全議題
三島教育センター所長	公開議題
大矢総務課長	全議題
植田総務課上席調整監	公開議題
林総務課調整監	公開議題
黒崎教育施設課長	公開議題
小林高校教育課長	公開議題、承認第7号
長野県立学校改革推進室長	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題、承認第8号
清井生徒指導推進室長	公開議題
細田保健体育課長	公開議題
菅原健康づくり推進室長	公開議題
野津社会教育課長	公開議題
奥井人権同和教育課長	公開議題
松本文化財課長	公開議題
若槻世界遺産室長	公開議題
西尾古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
飯塚教育センター教育企画部長	公開議題
福間高校教育課企画人事グループリーダー	承認第7号
領家義務教育課企画人事グループリーダー	承認第8号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

佐藤総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
大島総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

北島委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	2 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	仲佐委員	

(議決事項)

第19号 教育委員会への請願について(義務教育課)

○矢野義務教育課長 議決第19号教育委員会への請願についてお諮りする。

このたび、12月24日付で島根県教育委員会会議規則第29条に基づく請願があった。内容については、同規則第30条の要件を満たしており、また、内容が県教育委員会の所管事項に関する事なので受理した。

内容は、公立学校の教育方針の基本に生徒・児童の基本的な人権回復への厳密な配慮を要求しているもので、請願者は、福岡県に登録されている宗教法人本門立正宗の代表役員の中川氏である。

これまで平成17年度、平成19年度にも、同じような内容の請願があり、このときはいずれも不採択としている。

今回の請願は、宗教的教材による特定の宗教の児童生徒への影響が配慮されるよう、実効性ある改革を求めるもので、1点目が、宗教的中立性を欠く教科書を不採択とすることということで、平成24年度使用となる4つの教科書会社の6つの教科書について不採択を請願している。指摘されている内容は、例えば不良少年が牧師になった話とか、あるいはマザー・テレサ等実在の人物、それから世界遺産となった建造物についての記載で、それらについて宗教的な意味合いが強いということで、不採択を請願している。

もう1点が、宗教的人格権や基本的な人権への侵害とみなされるべき教材を即時全廃、不採用とすることということで、具体的に例として挙げているのが、クリスマスカードの作成とか飾りつけ、それから聖歌の合唱、ハロウィンのようなキリスト教の祭礼行事である。こういったものを教材として取り上げることをやめるよう求めている。

請願の趣旨は、宗教的な色合いの強いものを授業等で扱うということは、信教の自由に抵触するのではないかとということである。

これに対する対応であるが、資料のとおり結果通知を送ることとしたい。結果としては、不採択としたいと考えている。理由は、採択の対象としている教科書が、いずれも文部科学大臣の検定に合格したものであり、宗教的中立性を損なうものではないこと、また、公立の小・中学校の教科用図書採択権は市町村教育委員会にあることである。

それから、学校教育におけるクリスマスの行事などの学習は、異文化理解を目的としたものであり、特定の宗教のための宗教教育を行うものではない。また、宗教的な中立性の遵守については、これまでも通知等で小・中学校を指導している。実際に小・中学校において、クリスマス会などは行っていないと承知している。

この回答の理由についてもこれまでと同様としたいと思っている。

○土田委員 請願にある教科書を採択しているか。

○矢野義務教育課長 英語は全県、東京書籍だけなので、東京書籍2年生用だけが該当する。

○土田委員 開隆堂、学校図書、三省堂は採択されていないか。

○矢野義務教育課長 されてない。

○北島委員長 今回が3回目か。

○矢野義務教育課長 正確に言うと、一番最初は平成18年1月5日に請願があつて回答している。2回目は平成19年12月19日にあつて、同年1月末に回答したところ、その回答に対して同年3月にまた請願があり、同年4月付けでまた回答している。今回で都合4回目となる。

○山本委員 文部科学省にも請願があるのか。

○矢野義務教育課長 確認はしていない。全国的に請願書を送っているようで、前回のときには港区へ行って説明もされている。

(承認事項)

第6号 市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正について(総務課)

○大矢総務課長 承認第6号市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正についてお諮りする。

1 1月の教育委員会に諮った職員の旅費に関する条例等の一部改正において、交通費の調整額を新たに報告することが必要になり、これまで交通費や宿泊料などが定額制を基準にしていたが、より実態に応じた支給を行うこととなった。今後、交通費の調整額については、領収書を徴することで証明に替えることになるので、それに伴って旅行命令簿等の様式の一部改正を行うものである。

――原案のとおり承認

(報告事項)

第62号 平成23年度文部科学大臣優秀教員表彰について(総務課)

○大矢総務課長 報告第62号平成23年度文部科学大臣優秀教員表彰についてご報告する。

この表彰は、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教員について、功績を表彰し、広く周知し、あわせて我が国の教員の意欲、資質、能力の向上に資することを目的としている。表彰式は、1月30日、東京都メルパルクホールで予定されている。

この表彰は文部科学省の定める教員の表彰実施要領に基づいており、既に推薦者の表彰を受けていることが原則とされている。したがって県教育委員会としては、毎年しまね教育の日に優れた教育活動表彰で教員を表彰しているが、そうした該当者の中から推薦をおこなっている。

このたびは3件である。まず、吉賀町立柿木小学校の藤井和子栄養教諭。学校、家庭、地域との連携を柱に学校給食の充実と食育の推進に寄与したという顕彰理由である。続いて島根県立隠岐高等学校の田中正樹教諭。生徒に科学的思考を体験させる授業を開発するなど、理科教育の推進に尽力している。

以上2名が県教育委員会からの推薦であるが、この他に私立学校を所管している総務部からの推薦があり、これもまとめた上で文部科学省に推薦している。石見智翠館高校の土佐泰司教諭で、学習指導、進路指導において顕著な成果をもたらしたという顕彰理由である。

なお、この表彰の中身については、1月16日の14時以降報道解禁で、文部科学省の報道発表で公表される。

○安藤委員 私立学校の推薦枠があるのか。

○大矢総務課長 実は文部科学省から各県に枠が示されており島根県の枠は8名である。公立、私立を合わせた県全体の枠が8名ということである。

○北島委員長 島根県で私立学校は何人とするという取り決めがあるわけではないか。

○大矢総務課長 それはない。人数が枠を上回るようなら、調整が必要になる。

――原案のとおり了承

第63号 旧益田工業高等学校・出雲工業高等学校における土壌汚染状況調査について
(教育施設課)

○黒崎教育施設課長 報告第63号旧益田工業高等学校・出雲工業高等学校における土壌汚染状況調査についてご報告する。

まず、旧益田工業高等学校は平成19年度末に閉校しているが、このたび建物の解体工事に先立ち、土壤汚染対策法に基づいて敷地の土が汚染されていないか調査を行った。その結果、一部の調査地点から水銀、鉛が法律の規定を超えて検出されたため、対応したところである。

数値は、資料のとおりである。その中の調査地点の4番で、鉛が0.055mg/リットルと基準の約5.5倍だった。また水銀が0.0015mg/リットルで、これは基準の3倍であった。

土が有害物質に汚染されている場合のリスクは二つあり、一つは直接摂取リスクと言われているものである。これは手についた土を口に入れる、あるいは風で飛んできた土が口に入るというようなリスクで、これについては全く問題のないレベルである。もう一つのリスクは、この汚染された土の中にある物質が地下水に溶け出て摂取されるリスクである。今回は、仮に地下水に溶け出て周りの人が飲んだとすると、基準を超えているという数値が出たものである。

この数値の評価について、県の所管課である環境政策課に聞いたところ、基準は超えているが、直ちに健康被害が発生するとは考えられないレベルということである。水道の水質基準ガイドブックによれば、今回の鉛の場合、仮に一番高い地点の数値が地下水に出たとしても、それを毎日40リットルずつ飲まなければ体に蓄積はされない。水銀も毎日67リットル飲み続ければ蓄積していくというようなレベルだとのことである。ただ、基準を超えているので、今後、法律の制約等を受けていくということになる。

そのため、直ちに保健所の指導を受けながら、一定の範囲内に居住される方、環境省のガイドラインで重金属の場合は半径80メートルが基準となっているので、その範囲の住民の方に状況を説明するとともに、井戸水を飲んでいらっしゃるかどうか調査を行った。12月20日から21日にかけて調査対象世帯31世帯の全世帯を調査したところ、飲用水については全世帯が上水道を使用されていた。井戸については4カ所あり、そのうち2カ所が短期間農業等に使用しており、1カ所は夏の間、週に数回畑に水をまく、もう1カ所は年1回程度庭に水まきをするという程度の使用であった。その他2カ所については10年以上使用していないということだった。調査の結果、井戸水を使用している2世帯については、重ねて飲まないように注意をさせていただき、さらに漏れ出ているかどうか確認するための水質検査を実施した結果、いずれも鉛、水銀が検出されていない。つまり一応この井戸のところまでは溶け出していないという状況である。

今後は、検出地点周辺の詳細調査を行い、汚染された場所を確定させ、汚染された土砂等の除去を行っていく予定である。これは法律で定まった手順があり、それに基づいて、解体工事の中で土砂を除去していきたいと考えている。

続いて出雲工業高校である。出雲工業高校は改築工事を行っており、土地の形状を変更する予定としている。その関係で、法律に基づく調査を行ったところ、調査地点1カ所から鉛が検出された。基準値0.01mg/リットルに対して0.015mg/リットルという数値である。これについては、検出地点の半径80メートルがすべて同校の敷地であり、井戸はもちろんない。また、先ほどと同じように、直接摂取のリスクは全くない。地下水に溶け出たものを飲んだ場合にリスクがあるが、その可能性はないので、その旨、保護者全家庭へ連絡通知をした。

今後は旧益田工業高校と同じように、汚染された場所を確定をさせ、改築工事の中で土砂を除去していくという予定である。

いずれの学校も工業化学科があり、その実習棟付近から検出されたことから、原因ははっきりしないが、当時試薬として使ったものが、土に流れ出ていると思われる。今後、詳細な調査で、そのあたりを確定をさせていきたいと考えている。

○安藤委員 旧益田工業高校に関しては解体工事に伴って、出雲工業高校に関しては改築事業の際に調査を行ったとのことだが、こういった調査というのは定期的には行っていないのか。

○黒崎教育施設課長 土壤汚染対策法ができたのが平成14年度である。過去、水質汚濁防止法では、例えば溝に有害物質が流れ出るといったことがあって初めてその原因の土地はどこかということ調べていた。土壤汚染対策法では、そういう結果が出てからではなく、そういう場所をなるべく早く発見するため、ある特定の行為をする時にはあわせて調査することとした。

したがって、平成14年度以前は土地の有害物質があるかないかを調べる義務はなかった。平成14年度以降義務が発生したわけだが、たまたま平成14年度以降該当する事業がなかった。今回連続して調査の必要のある事業を行ったため発見されたものである。

なお、水質汚濁防止法に基づき、排水が汚染されているかどうかを保健所でチェックしてもらっている。

○土田委員 益田でグラントワを建設するとき、土の問題が出て、益田地域の皆さん方は非常に土壤汚染について神経質になっていて、それにまた輪をかけたように3月11日の福島原発の問題があり、土壤汚染について更に神経質になった住民がおられると思う。この扱いについては是非とも慎重の上に慎重を期して、悪い所があれば土の入れかえをやっていただくように要望したい。

○安藤委員 担当の先生などの話は聞かないのか。

○黒崎教育施設課長 過去どういうふうに使っていたかについては、工業化学の先生に聞いたり、もう退職された方も含めて旧益田工業高校のOBの先生に聞いたりしている。試薬を使ってこの水溶液は何かというのを子どもたちに勉強させるために使っていたようで、鉛については、年間の使用量が10グラムから20グラム程度、水銀については使ったとしてもごくごく微量だとのことである。

まだ今の段階でははっきりしていないが、原因は2通りの可能性がある。一つは、建物ができたのがいずれも昭和38年で、排水処理施設をつくったのが昭和51年。昭和51年にどこの学校も排水処理施設をつくっているが、それまで多分法律の規制が余りなかったのではないかと思われ、それまでに流したものが蓄積された可能性がある。もう一つの可能性は、排水管に破損があってそこから漏れた場合である。今後調べてみないとわからないが、その2つのいずれかではないかと考えている。

○安藤委員 昔のことが原因でと言われたが、一番恐れているのは、今の工業高校などそういう化学薬品を扱っているところで、同じようなことが繰り返されているのではないかということである。そういう危機感を多分皆さん持たれていると思うが、教育委員会として何か指導はしないのか。

○黒崎教育施設課長 土壤汚染対策法に規定されているような物質を扱うのは、基本的には工業化学の分野であるが、県立高校では既にもうその分野はない。今まで4つの工業高校にあったが、旧益田工業高校が一番遅く、平成19年度末に閉科している。したがって、新規のリスクが発生する状況にはないと考えているが、過去の部分については汚染の可能性がある。

松江工業高校は改築工事を行ったが、その時点でこの法律の適用を受けてない。江津工業高校は平成5年度末に閉科している。当然工業高校等では、その周りの水質検査を年に1回又は2年に1回やっているが、その結果からは、今のところ特段問題は発生していない状況である。まだ文書等の発出はしていないが、今回の原因がわかった時点で行おうと考えている。

それから、それ以外の薬品等の保管については規定があって、高校教育課が所管になるが、規定に基づいて適正に管理されていると考えている。

○山本委員 土壤汚染の基準にはどんな物質があるのか。何種類あるのか。

○黒崎教育施設課長 重金属は9種類ある。これは基本的に工場といったところを想定しており、揮発性の有機化学物、ベンゼンだとか、クリーニングで使ったりする溶剤系とかそういったもの、それから第三種で例えばPCBなどがある。今回、全部調査しているが、検出されたのは鉛と水銀だけである。

○山本委員 工業化学の実験をするための保管庫はないのか。

○黒崎教育施設課長 すべて保管庫があり、使用記録をつけることになっている。今はもう閉科しているので、在庫に残っていたものは全て処分している。

北島委員長：非公開宣言

—非公開—

(議決事項)

第20号 平成24年秋の叙勲候補者の推薦について(総務課)

——原案のとおり議決

(承認事項)

第7号 教職員の懲戒処分について(高校教育課)

——原案のとおり承認

第8号 市町村立学校教育職員(管理職)の人事異動について(義務教育課)

——原案のとおり承認

北島委員長：閉会宣言 14時30分